

(案)

## 沖縄県立病院個人負担分医業未収金データ整理業務委託 企画提案仕様書

### 1. 業務名

沖縄県立病院個人負担分医業未収金データ整理業務委託

### 2. 業務委託の目的

沖縄県の各県立病院における診療費の患者負担に係る医業未収金の調定確認業務について、当該業務に関するノウハウ及び実績を有する者に委託することにより、円滑かつ効率的な債権管理を行い未収金の縮減を図ることを目的とする。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

### 4. 委託する対象及び未収金

#### (1) 対象とする病院

業務委託の対象となる病院は下記の2病院とする。

- ① 沖縄県立北部病院（名護市大中2丁目12番3号）
- ② 沖縄県立中部病院（うるま市字宮里281番地）

#### (2) 対象とする未収金

診療報酬支払基金など各医療保険者への請求分を除く、過年度を含む患者負担に係る医業未収金とする。

### 5. 委託業務内容

委託する業務は、次のとおりとする。なお、これらの全部または一部を再委託することはできない。

#### (1) 委託業務内容

- ① 個人負担分未収金に係る医事会計システムの残高と財務会計システム（ソフト）の未収金残高の一致作業
- ② 上記に関する各種データの作成及び保管、各病院への引き継ぎ
- ③ 残高一致確認手順のマニュアル化及び未収金担当者への説明

④ 未収金担当者等からの各種問い合わせへの対応

(2) 各種報告業務

- ① 毎月定期的に委託元及び各対象病院の未収金担当者へ業務実施報告書を提出するものとする
- ② 未収金担当者会議が開催される場合は、資料を作成し当該会議へ出席するものとする

6. その他の留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務で知り得た内容については「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、受託機関及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。